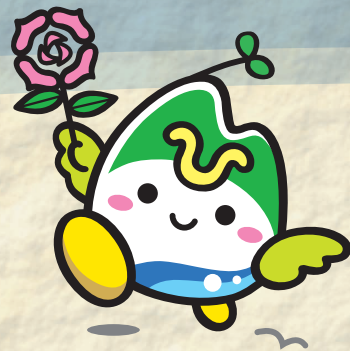




作品名「重要文化財 白画像 雪村周繼筆」
大和文華館蔵



常陸大宮市 教育振興 基本計画

後期改訂版



重要文化財 泉坂下遺跡 人面付壺形土器



常陸大宮市教育委員会

目 次

はじめに

1 教育振興基本計画 後期改訂版の策定にあたって	1
2 教育振興基本計画 前期5年間の検証	2
(1) 教育振興基本計画 前期5年間の施策の達成度	2
①施策の達成度	2
②指標未達成施策の分析	3
③有識者へのヒアリング	5
④教育に関する事務の管理及び進行の 状況点検・評価の結果から	6
(2) 教育課題について	8
①学力向上と授業改善	8
②友好都市との教育交流	9
③泉坂下遺跡や遺物の教育的活用	9
④公民館制度の確立	10
⑤学校給食センターの建設	10

第1章 教育振興基本計画 後期改訂版

1 後期改訂版を取り巻く新しい状況	11
(1) 学習指導要領の改訂	11
(2) いばらき教育プラン	11
(3) 教育を取り巻く市の行政施策	11
2 後期改訂版の方向性	12
(1) 郷育の定義	12
(2) 策定の考え方	12
(3) 市民協働による施策の展開	14
①活動主体は学校と市民	14
②市民との関わり方について	14
③後期改訂版の位置と期間	14

第2章 基本目標と主な施策

1 4つの基本目標	15
2 基本目標と施策の体系	17
(1) 学校教育の質の向上	18
基本施策1 子どもの力や可能性を伸ばす	18
施策1-1 学力の向上	18
施策1-2 読書活動の推進	18

施策1-3 生徒指導の充実	19
施策1-4 特別支援教育の充実	19
施策1-5 体力の向上	19
基本施策2 子どものためによりよい学校環境を整える	20
施策2-1 教職員の資質の向上	20
施策2-2 安全でおいしい学校給食の提供	20
施策2-3 安心・安全な環境の整備	21
(2) 家庭教育・社会教育の充実	22
基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える	22
施策3-1 保護者研修会の充実	22
施策3-2 常陸大宮しぐさの展開	22
基本施策4 次世代育成を支える	23
施策4-1 子育て環境の充実	23
施策4-2 子ども会活動の支援	23
基本施策5 地域と学校の連携を図る	24
施策5-1 地域住民と学校の連携	24
施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進	24
基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る	24
施策6-1 自然体験活動の充実	24
施策6-2 ボランティア活動の支援	24
(3) 21世紀に生きる郷土教育、国際・情報教育の展開	25
基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る	25
施策7-1 郷土の歴史学習の推進	25
施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ	25
施策7-3 郷土教育を「生きる力」に	25
基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む	26
施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実	26
施策8-2 国際交流活動の推進	26
施策8-3 情報教育の充実	26
(4) 郷土の文化やスポーツの推進	27
基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める	27
施策9-1 文化の保全・伝承と活用	27
施策9-2 市民文化・芸術の向上	27
基本施策10 スポーツ・レクリエーションの推進・充実に努める	28
施策10-1 スポーツ・レクリエーションの推進	28

第3章 施策別の展開方法

基本施策1 子どもの力や可能性を伸ばす	29
施策1-1 学力の向上	29
施策1-2 読書活動の推進	30

施策1-3 生徒指導の充実	31
施策1-4 特別支援教育の充実	32
施策1-5 体力の向上	33
基本施策2 子どものためによりよい学校環境を整える	34
施策2-1 教職員の資質の向上	34
施策2-2 安全でおいしい学校給食の提供	35
施策2-3 安心・安全な環境の整備	36
基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える	37
施策3-1 保護者研修会の充実	37
施策3-2 常陸大宮しぐさの展開	38
基本施策4 次世代育成を支える	39
施策4-1 子育て環境の充実	39
施策4-2 子ども会活動の支援	40
基本施策5 地域と学校の連携を図る	41
施策5-1 地域住民と学校の連携	41
施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進	42
基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る	43
施策6-1 自然体験活動の充実	43
施策6-2 ボランティア活動の支援	44
基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る	45
施策7-1 郷土の歴史学習の推進	45
施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ	46
施策7-3 郷土教育を「生きる力」に	47
基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む	48
施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実	48
施策8-2 国際交流活動の推進	49
施策8-3 情報教育の充実	50
基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める	51
施策9-1 文化の保全・伝承と活用	51
施策9-2 市民文化・芸術の向上	52
基本施策10 スポーツ・レクリエーションの推進・充実に努める	53
施策10-1 スポーツ・レクリエーションの推進	53

第4章 後期改訂版の推進体制と進行管理

(1) 後期改訂版の推進体制	54
(2) 後期改訂版の周知	54
(3) 後期改訂版の進行管理	54
(4) 主な施策の目標値	55

参考資料

常陸大宮市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	59
常陸大宮市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	63
教育大綱	67
郷育立市宣言	71

はじめに

1 教育振興基本計画 後期改訂版の策定にあたって

平成18年、教育基本法が改正されました。その第17条第2項には、「その地域の実情に応じ、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」として、教育振興基本計画の策定を義務づけています。常陸大宮市教育委員会では、改正教育基本法の趣旨にのっとり、平成25年3月に、常陸大宮市教育振興基本計画を策定いたしました。この教育振興基本計画は、平成22年8月に設置された「郷育立市づくり事業検討委員会」が、5回に亘っての審議の結果、答申として出された「新しい時代を生きぬく郷育立市づくり事業構想～未来を拓く、常陸大宮郷育ローズプラン～」を基本的な考え方として策定したものです。

教育振興基本計画を貫いている理念は、「郷育」です。当時、全市あげて「郷育立市事業」構想を推進しようとするなかで、教育委員会が先行して「郷育」を定義し、理論化して基本計画に盛り込んだものです。策定にあたっては、上位計画である、常陸大宮市の総合計画との関連性を踏まえたものであり、常陸大宮市の実情を分析し、教育施策を体系的かつ総合的に整理するとともに、将来を見据えた市独自の教育振興基本計画となっています。

この教育振興基本計画期間は、10年間としており、5年が経過し、この5年間の歩みを評価する時期となりました。さらに、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。文部科学省は、学習指導要領を改定し、新しい教科を導入するとともに、「学び方」の変換を提示しました。県教育委員会は、教育プランを策定し、取り組むべき重点事項を明示しました。また、市は、郷育立市宣言をするとともに、多くの計画の中に、「郷育」の考え方を導入し、新たな郷育立市づくり事業を展開しています。

そこで、市教育委員会では、これまで取り組んできた前期5年間の成果や課題を検証するとともに、新たな教育課題や方向性に対応するためにも、後期5年間の常陸大宮市の教育の指針となるべき教育振興基本計画後期改訂版を策定することといたしました。

今後は、この後期改訂版に基づき、鋭意教育施策・事業を展開し、常陸大宮市総合計画が目指す、「人が輝き 安心・快適で 活力と誇りあふれるまち」の具現化に努めてまいります。そして、常陸大宮市を愛し、誇りに思う子どもたちや市民の育成に邁進してまいります。

2 教育振興基本計画 前期5年間の検証

教育振興基本計画は、策定から5年後を目途に改訂を行うと明記しています。改訂にあたって、これまでの5年間の施策の点検・評価が必要です。そのため、施策の達成度、有識者へのヒアリング、教育行政外部評価などをととして、これまでの施策を検証します。

(1) 教育振興基本計画 前期5年間の施策の達成度

① 施策の達成度

教育振興基本計画では、18施策26指標について、平成29年度までの達成目標値を設定しました。その指標毎の達成度状況は、以下のとおりです。

施策	指標	現 状	目標値	実績値	増減
		H 24 年度	H 29 年度	H 29 年度	
学力の向上	授業が分かる 小6	75.8%	80.0%	83.1%	3.1%
	中 3	70.9%	75.0%	75.0%	0.0%
	家庭学習時間 小 1 H～2 H	44.1%	50.0%	68.5%	18.5%
	中 1 H～2 H	38.1%	55.0%	78.8%	23.8%
読書活動の推進	年間読書量 50冊以上 小	45.0%	50.0%	52.5%	2.5%
	30冊以上 中	9.0%	20.0%	4.0%	▲16.0%
生徒指導の充実	不登校出現率 小	0.55%	0.30%	0.28%	0.02%
	中	2.80%	1.50%	2.99%	▲1.49%
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員配置	6名	全校	全校	0
体力の向上	体力テスト 小（県比）A+B	61.9%	65.0%	65.6%	0.6%
	中（県比）A+B	57.4%	60.0%	66.8%	6.8%
教職員の資質の向上	教職員の夏季研修会実施回数	4回	6回	6回	0
安全でおいしい 学校給食の提供	野菜等の地産地消率	7.0%	10.0%	15.0%	5.0%
安心・安全な環境の整備	学校の耐震率	66.0%	100.0%	92.8%	▲7.2%
保護者研修会の充実	家庭教育学級の開催校	全校	全校	全校	0
子育て環境の充実	放課後子ども教室の実施	9校	全校	7校	▲4校
子ども会活動の支援	子ども会加入率	74.0%	80.0%	60.0%	▲20.0%
地域住民と学校の連携	読み聞かせ会の実施回数	188回	200回	280回	80回
ボランティア活動の支援	慰問活動の推進	9校	全校	2校	▲14校
郷土の「人・もの・こと」から学ぶ	郷育講演会の実施	0回	2回	1回	▲1回
国際交流活動の推進	中学生海外研修参加数	78名	80名	56名	▲24名
文化の保全・伝承と活用	常陸大宮市史の編纂	未着手	完成	着手	
市民文化・芸術の向上	芸能発表会の参加団体数	48団体	55団体	44団体	▲11団体
スポーツ・レクリエーションの推進	常陸大宮駅伝の参加団体数	201チーム	220チーム	158チーム	▲62チーム
	総合型スポーツクラブの創設数	0団体	2団体	1団体	▲1団体
	クロスカントリー大会参加者数	1,559	4,000	2,003	▲1,997

この表から、14指標が目標値を上回っており、12指標が目標値を達成できなかったことが明らかになっています。

② 指標未達成施策の分析

目標値を達成できなかった施策について分析や検証を試みることは、後期5年間の施策を推進するにあたって重要です。

ア 読書活動の推進（中学生の年間読書量 30 冊以上）

年間の読書量について、小学生50冊以上は目標を達成していますが、中学生30冊以上が4.0%であり、目標値を大きく下回るとともに平成24年の現状さえも下回った実態が明らかになっています。

中学生は、学校での授業や部活動、そして学習塾等で多忙を極めていますが、そのような中で、学校や家庭での読書活動時間をどのようにして確保していくのが喫緊の課題です。

イ 生徒指導の充実（中学校不登校出現率）

中学生の不登校出現率が実績値2.99%となり、目標値を上回ってしまいました。これまで、中1ギャップ解消事業の一環として、中学校区毎の編成による北海道ふれあいの船を始め、小中連携事業、カウンセラー派遣及び学校適応推進協議会の開催など、不登校出現率の縮減対策に努めてきました。

こうした対策にもかかわらず、不登校出現率が減少傾向に向かわない要因の一つが、生徒の「無気力」にあることが調査結果から明らかになっています。今後は、学校での生徒の居場所づくりや自己有用感の醸成などに努めるとともに生徒に対して登校刺激をどのようにして与えていくか、更なる対策を講じる必要があります。

ウ 安心・安全な環境の整備（学校の耐震率）

この施策の指標は、学校の耐震率を示しています。学校の耐震率は、第二中学校の改築によって、92.8%までに達し、耐震工事が未着手の学校建築物は、御前山中学校関係3棟のみとなります。御前山中学校は、平成31年3月31日閉校し、廃校となりますので、平成30年度末には耐震率100%になる見込みとなります。

エ 子育て環境の充実（放課後子ども教室の実施数）

放課後子ども教室の実施校数は、9校から7校へと減少しています。これは、学校統合によって実施校数が減少したことによるものです。目標値を全校実施と設定しましたが、未実施校は学童を実施しており、放課後子ども教室設置の保護者要望がない状況です。児童数が急激に減少する中、両者の併設設置は困難であることを考慮すると、指標の変更が適切と捉えています。

オ 子ども会活動の支援（子ども会加入率）

子ども会の加入率は、年々減少化の傾向にあります。その要因として、スポーツ少年団の存在や、指定校変更のため既存の子ども会に加入しにくいことなどが指摘されています。対策として、魅力ある子ども会の育成に努めることが大切ですが、諸般の状況を勘案した時、子ども会加入率を増加させることは極めて困難であると捉えることも必要です。

カ 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ（教育講演会の実施）

郷育講演会の実施回数は2回開催を目標にしていたのですが、1回しか開催できませんでした。しかし、泉坂下遺跡と遺物のダブル国指定を記念してのシンポジウムや郷土の偉人雪村講演会を開催するなど、この施策と関連する事業を幾つか実施し、好評を博しています。従って、実質的には目標値を達成することができたものと考えています。

キ 国際交流活動の推進（中学生海外研修参加者数）

中学生海外研修の参加定数は80名としていますが、対象学年の中学生の減少や家庭の経済状況を考慮すると、目標値を達成するのはなかなか困難な状態にあります。このような中、中学生海外研修運営委員会では、参加者数の確保に努めるとともに、他方で、参加定数を含め今後の海外研修の在り方について協議を進めているところです。

ク 市民文化・芸術の向上（芸能発表会の参加団体数）

芸能発表会の参加団体数を指標とし、目標値を55団体と設定したにもかかわらず、平成24年時の参加団体数さえも下回る結果となりました。これは、芸能発表会に対する考え方や実施方法を変えたことに起因しています。設定当時は、参加団体合同で実施していましたが、現在は支部毎での開催も同時並行で実施するようになっています。そのため、支部には参加するが、市の発表会には参加しない団体があって減少となっています。しかし、市全体で見れば増加していますので、参加団体数の集計を支部発表会と市発表会を加算するなど評価方法を検討する必要があります。

ケ スポーツ・レクリエーションの推進（常陸大宮駅伝の参加団体数、総合型スポーツクラブの創設数、クロスカントリー大会参加者数）

ここでの指標は、常陸大宮駅伝の参加団体数、総合型スポーツクラブの創設数、クロスカントリーの大会参加者数の3項目となっています。

常陸大宮駅伝の参加者数は、目標値を大きく下回っていますが、これは、市駅伝大会から分離して、少年団駅伝大会を新たに創設したことやクロスカントリー大会との関係で開催日程を変更したことによるものと考えられます。少年団駅伝大会の参加団体が現在80チームを超え、年々増加傾向にあることを考慮すると、マイナスの評価を付与するのではなく、指標の修正を検討することが必要です。

総合型スポーツクラブは、現在1団体が活動中です。会員数が年々増加し、実施種目数も拡大しており充実した活動を展開していると評価されています。課題は、今後どのように活動団体数を増やしていくかにあります。

クロスカントリー大会は、ゴルフ場を活用しての大会ということで、県内外からも注目を浴びている大会です。また、豪華なゲストランナーが毎回招待されることもあり、参加者からは好評を博しています。参加者数は微増となっていますが、ゴルフ場のキャパシティを考慮すると、これ以上の増加は難しく、目標値の設定に課題が残ると思っています。

③ 有識者へのヒアリング

これまで取り組んできた前期5年間の施策について、有識者はどのように受け止めているのか、ヒアリングの方式で意見を聴取しました。

ア 学校長会長

郷育立市の考え方は、各学校に浸透しています。各学校が学校経営案に何らかの形で郷育を明記していることがその証左です。課題は、郷育を具体的に教育課程にどう組み込んでいくかに係っています。また、未達成施策の中で、年間読書量については、県事業である学びの広場が平成27年度から中学校でも実施となり、朝読書の時間を削減した学校が多くなっていることが影響したのか、目標値を大きく下回りました。中学校現場では、じっくりと読書に取り組む時間の確保が難しくなっている状況です。

イ 社会教育委員会議議長

学校教育と家庭教育、社会教育には、それぞれ固有の役割があり、得意分野が存在していて、三者が役割分担をしながら適切な対応に努力しています。

現状では、家庭教育の低下が言われているものの、三者それなりの成果を見ていると考えます。しかし、三者が個別分野で独立して対応しているままでは、全体の効果には限界が生じてしまうことも事実です。

そこで、三者のそれぞれの成果を大きくするとともに、全体の成果をも大きく引き出していくためには、三者の施策の連携、即ち相互乗り入れにより重なる部分を多くし、相互に有効に影響し合っていくことが大切です。

例えば、郷育立市の成果を大きくするために、学校教育の中に「郷土の人・もの・ことから学ぶ」を採り入れ、これらに詳しい市民等を講師に活用し、子供から年寄りまで三世代で学び合えるような講座を設けること、市史編纂の中に市民参加を増やし、三世代が市史作りに参加できるようにすることなど、三世代の多くの方々を引き込む対応が求められていると考えます。

また、公民館活動を活発にして社会教育の充実を図ることが大切ですが、町村合併後は現在でも従来の施設を利用した異なった対応が続いているため、公民館制度検討委員会の意見を踏まえて適切な対応策を考え、こうしたアンバランスな状況を早急に解消して、市全体の公民館活動を活発にしていくための効果的な施策展開が求められています。

ウ 市PTA連絡協議会長

市内の全小・中学校PTAが交流や協議を行いながら、より良い児童・生徒の学校生活に向け活動しております。各学校の良い点、悩み事などを共有し、改善を目指しております。そして、郷育という点においては、教育委員会、学校と協力を図るとともに、少子化が進む現状に対応しながら活動しているところです。

エ まちづくりネットワーク代表

郷育立市を掲げる常陸大宮の人づくりを推進していくためには、様々な分野でまちづ

くりに関わる人材を生かすことは必須です。「まちづくりネットワーク」「ひたまる先生会」などの登録団体（個人）は、子どもたちに豊かな体験活動の場を提供します。体験することの重要性は言うまでもなく、常陸大宮の伝統を伝える人、常陸大宮の暮らしを支える人、新しい常陸大宮をつくろうとする人、支え合い繋がり合う人たちを通して、子どもたちはこの町に住む「人」の素晴らしさを知り、このまちの未来に夢を託すことができるのではないのでしょうか。

人をつくるのは、「人」です。組織はあるものの、なかなか現場に生かされていないのが現状だと思います。常陸大宮の豊かな人財を学校や地域の教育活動に有効に生かせるようなシステムづくり、また、その支援を願います。

オ 教育振興基本計画策定委員

市の教育振興基本計画を支える基本的な考え方に、「郷育立市」があります。この実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携して活動していかなければなりません。教育現場では、地域の方々にゲストティーチャーとして指導をお願いする活動も見られます。又、クロスカントリー大会は、目標値達成には至っていませんが、市内のゴルフ場を利用して、県内外からの参加もあり、規模を見直して続けていって欲しい活動だと思います。ただ、中学生の不登校が増加してしまったのは残念で、早急に対策を考える必要があると思われます。「郷育立市」という考え方をもっと広く市民に知ってもらい、どのように参加を促していくのが課題になると思われます。

④ 教育に関する事務の管理及び進行の状況点検・評価の結果から

教育委員会活動状況及び実施した事務事業について、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により教育に関し学識経験者を有する外部委員の意見を徴し、点検及び評価を受けています。

毎年8から10事業を抽出し、点検及び評価を受けた中で、外部評価委員から郷育に係る意見をいただいたものは、以下のとおりです。

ア 平成26年度

○ 郷育立市づくり・生涯学習推進事業

- ・郷育立市づくり事業が、学力向上から人間教育に変化したことは、時宜を得たものとする。
- ・地元のこと、自分の生まれ育った地域を学ぶことが、学習の第一歩である。

イ 平成27年度

○ 英語指導員配置事業

- ・語学はツールであるという人が多い。国際教育の原点は、郷土教育である。

ウ 平成28年度

○ 常陸大宮っ子ふるさと検定事業

- ・郷土を知り、郷土に誇りと愛着を持つことが、「定住」ひいては「まちづくり」につながる。
- ・常陸大宮市が「郷育立市宣言」を行い、子どもたちに郷土を学ばせていくことは、とても素晴らしいことです。
- ・「郷育立市」を目指し、郷土・地域に興味や関心を持ってもらう上で、重要な役割を果たしている。

○ 西の内和紙PR事業（小中学校卒業証書）

- ・当市の誇る西の内和紙を通じ、郷土の伝統技術に対する理解を深めることは、より広く郷土を知ろうという契機となることができ「郷育立市」につながる。
- ・郷土教育の一環として、地域の伝統行事、伝統産業を学び、先人たちの元に現在の自分たちが生きていることを実感させることは、とても重要です。
- ・西の内和紙は地域の文化財の一つであり、小中学生の地域への理解や愛着を育むためのものになる。

エ 平成29年度

○ 長山景樹特別奨学金給付事業

- ・「郷育立市」を掲げる本市にとって、重要な事業であり、いずれ、様々な効果が見られることが期待される事業である。

○ 成人式実施事業

- ・郷土意識を高め、内と外から常陸大宮市を住みよい街にしていく、意識を高めるために、必要な事業である。
- ・「郷育立市」や、人口減少対策という角度から見ても、80%以上参加がある本事業は重要である。
- ・節目節目で、立志式など、市民の郷土意識を高めていく必要がある。

○ 市史編さん事業

- ・「郷育立市」に取り組んでいる本市が、県内の市町村等に先駆けて、合併後の「常陸大宮市」としての、本格的な市史編さんに取り組むことの意義は大きい。
- ・社会科の先生に限らず、学校の先生方との協議を行い、具体的な協働プランが立てられれば、これもまた「郷育立市」である常陸大宮市独自の「教育プログラム」の一つになるのではないかな。

○ 文書館普及・啓発事業

- ・泉坂下遺跡の保存、市史の編さん、そして文書館が相互に連携することにより、「郷育立市」の考えをさらに進めることが可能で、常陸大宮市の誇るべき宝になるものとする。

- ・文書館及び歴史民俗資料館において、文書から一歩進み、常陸大宮市各地域の人々の「物語」を記録する取り組みを検討してほしい。



文書館

外部評価委員は、大学教授、元教育関係県庁職員、元県庁職員で構成されています。

抽出した点検・評価対象事業の性質にもよりますが、年を追うごとに「郷育」に係る意見が多く寄せられるようになってきています。これらからも郷育の考え方が年々浸透してきている証と捉えています。

（２）教育課題について

教育振興基本計画に従って、前期５年間の教育施策を展開する中、教育環境の変化や新たな教育課題が生じてきました。その主なものは、以下の５項目に集約されます。

① 学力向上と授業改善

常に、学力向上は学校教育の最重要課題であり、前期５年間の施策を展開する中においても、重要な課題でした。学力向上を図るためには、授業の改善が必須です。つまり、授



授業研究会（大館市の教育専門監，教育マイスター）

業が変われば、子どもの学びも変わるということです。文部科学省も「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」を提唱しています。

平成28年度から、秋田県大館市の教育専門監や教育マイスターを招聘し、師範授業を基に授業研究会を実施しています。こうした研究会から学ぶことは多く、今後は、学んだことをどのように根付かせていくかが喫緊の課題となっています。また、つくば市からはICT機器を活用した教育法を学んでいます。

このようにして、学んだことを授業実践で日常化し、更なる授業改善と学力向上につなげていくことが課題です。

② 友好都市との教育交流

常陸大宮市は、平成27年10月21日、秋田県大館市と400年の時空を超えて友好都市を締結しました。以来、西の内和紙製の卒業証書の贈呈、児童の相互訪問、師範授業の実施及び教員の研究会派遣等の教育交流事業を実施してきました。

今後、こうした教育交流事業を更に発展・深化させることが大切です。特に、児童の相互訪問交流の内容の精査と大館市授業研究会への参加後の報告会の持ち方等が今後の課題です。



大館市小学生交流

③ 泉坂下遺跡や遺物の教育的活用

平成29年9月15日、泉坂下遺跡から出土した人面付土器を含む61点が国の重要文化財に指定されました。その後、同年10月13日、泉坂下遺跡が国史跡となりました。

このように、短期間に相次いで国指定を受けるということは、全国的に例を見ない快挙です。

このような常陸大宮市の誇るべき文化遺産を保存・活用し、後世に伝えていくことは、郷育立市を掲げる常陸大宮市の責務となります。そのため、有効な教育施策を構築することが新たな課題です。



泉坂下遺物



泉坂下遺跡

④ 公民館制度の確立

「市民の学校」と称されているのが、公民館です。その公民館を統括する中央公民館が常陸大宮市には存在していません。また、合併前の分館制度が旧町村にアンバランスに存在しており、厳密な意味での社会教育が成立していないのではないかとの問題も浮上してきました。こうした状況を受けて、公民館制度検討委員会が設置され、新たな公民館の確立と公民館による社会教育の充実という2つの命題について審議がなされています。その最終報告が、平成30年3月にまとめられました。

教育委員会は、この報告を基に、審議内容をどのように具体化していくのか、また今後どのように社会教育を推進していくのか、後期改訂版の重要な課題です。

⑤ 学校給食センターの建設

大宮学校給食センターの老朽化が著しいことから、新学校給食センター建設が前期5年間で課題となりました。そのため、学校給食センター建設検討委員会を設立し、基本的な考え方と構想を報告書としてまとめられ提出されました。基本設計が進捗する中、平成32年度中の供給開始に向けた着実な進行が後期改訂版の課題です。と同時に、児童生徒の食物アレルギーに対応するため、対策マニュアルの作成も最重要課題です。

第1章 教育振興基本計画 後期改訂版

1 後期改訂版を取り巻く新しい状況

後期改訂版を策定するにあたって、国や茨城県の喫緊の教育関連施策や常陸大宮市の教育を取り巻く方向性を踏まえる必要があります。

(1) 学習指導要領の改訂

平成28年、学習指導要領が改訂され、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面实施となります。今回の改正のポイントは、①社会に開かれた教育課程編成の重要性、②道徳の教科化、③小学校に外国語活動及び外国語の導入、④学び方の変換、の4点に要約されます。

後期改訂版は、こうした学習指導要領の改定の趣旨を踏まえた中で、新たな対応施策を構築する必要があります。

(2) いばらき教育プラン

茨城県教育委員会は、平成28年いばら教育プランを策定しました。そこには、「一人一人が輝く教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」をテーマに、①社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成、②確かな学力の習得と活用する力の育成、③生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進、④誰もが安心して学べる教育環境づくり、の4つの基本方針が提唱されています。

また、生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上や就学前教育の充実に力を入れることが強調されています。後期改訂版でも、こうしたいばらき教育プランの考えと整合した施策立案が必要です。



(3) 教育を取り巻く市の行政施策

常陸大宮市が全庁あげて郷育立市の実現に向けて取り組む中で、教育振興基本計画を推進していた前期5年の間に急速な進展がありました。

平成28年には、議会の承認を経た中で、郷育立市宣言をしました。また、平成28年2月に開催された総合教育会議においても、市長の郷育に寄せる熱き思いが明確に打ち出されています。こうした一連の市の動きの中で、常陸大宮市総合計画が作成されています。この基本計画は、基本理念として郷育立市を掲げています。それによると、郷育立市の考えとして、①「人づくり」は「まちづくり」②故郷を「伝える」・「つなぐ」・「つくる」をあげています。

後期改訂版は、こうした市の行政施策との関わりの中で作成することが大切です。

2 後期改訂版の方向性

(1) 郷育の定義

「郷育」とは、生まれ故郷である常陸大宮の誇れるものやかけがえのないものから学び、一人ひとりが生まれ故郷で輝くとともに、故郷遠くにあっても故郷を愛し、慈しむことのできる心を醸成する教育であり、ひいては、生まれ故郷を輝かせ、活性化することのできる教育のことです。

教育を最優先にしたまちづくりを推進する、いわゆる「教育立市」を表明する市町村がありますが、「郷育立市」の考え方は、この「教育立市」の考え方を尊重しつつ、これにさらに、(1) 郷土が誇れる人・ものから学ぶ、誇れる人・ものをして語らせる教育の推進、(2) 郷土でも輝くことのできる人づくりの推進、という2つの観点を加味した考え方です。

郷育とは

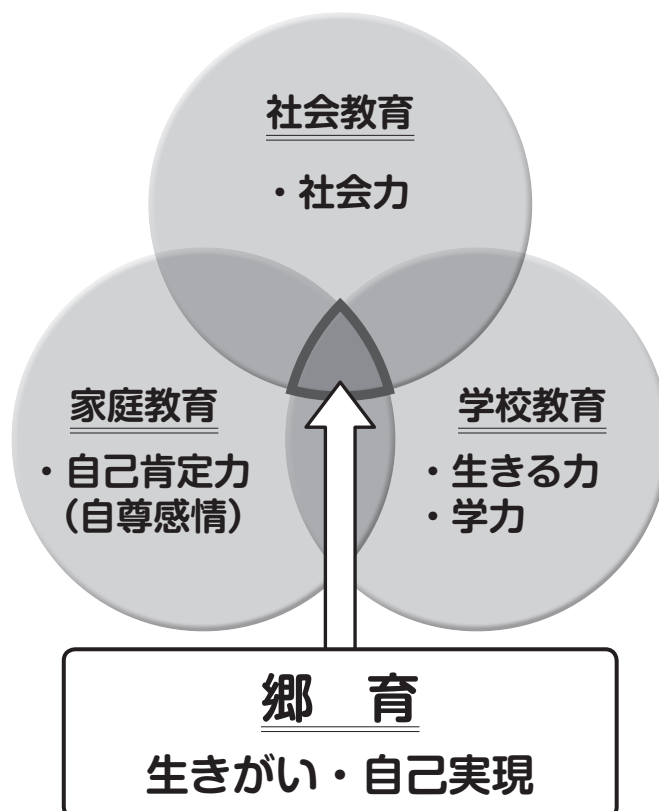
- 1 教育を最優先にしたまちづくりの推進
- 2 郷土が誇れる人・ものから学ぶ、誇れる人・ものをして語らせる教育の推進
- 3 郷土でも輝くことのできる人づくりの推進

また、郷育に係る基本的施策の方向性を検討するにあたって、家庭教育、学校教育、社会教育、教育行政それぞれの独自の役割を考慮し、四者の関係性を郷育を中心に、3つのキーワード、(1) 郷土を伝える、(2) 郷土とつながる、(3) 郷土をつくるで捉えました。

(2) 策定の考え方

① 学校・家庭・地域の関わりと それぞれの目標

学校教育、家庭教育、社会教育、それぞれの独自の役割などを考慮して、三者の関係を次図のように捉えました。



ア 学校教育の目標

学校教育の基本は、学力の保障にあります。学力の向上は、保護者のみならず市民誰しもが願うところです。

学力を保障するために、子どもたちが①基礎学力や②基本的な学びの姿勢をしっかりと身につけ、③自らの力で課題を発見し解決できる確かな学力を培うことに努めます。さらに、④学校教育に「郷育」の考え方を導入することを明確にすることで、故郷を基軸とした考え方や生き方を身につけた21世紀に生きる児童・生徒、そしてグローバルな社会で活躍できる児童・生徒の育成を目指します。

イ 家庭教育の目標

家庭は教育の出発点であり、教育の原点は家庭教育にあります。しかし、今日の子どもたちは耐性が乏しい、自主性がない、規範意識が薄いと評されています。その要因として、家庭の教育力の低下が指摘されます。その家庭の教育力の向上を図ることが喫緊の課題となっており、社会全体の課題となっています。

家庭の教育力を向上させるためには、①子どもに自己肯定感を身につけさせるとともに、②命を大切にすることを醸成することに努めます。さらに、祖先や伝統を敬うなど、家庭教育の精神的支柱の構築に寄与しうる郷育の導入は、家庭の教育力を向上させる一助と考えています。真剣に、子どものことを考え、子育てや子育てに取り組むとともに親育ちができるような家庭教育の充実を目指します。

ウ 社会教育の目標

社会教育は、固有の教育機能をもっており、家庭教育と学校教育を支援する役割を有しています。したがって、社会教育には、その固有の役割を十二分に発揮するとともに、家庭教育と学校教育を繋ぐために、各教育機能のネットワーク化を図り、子どもたちの社会性を育む社会力が期待されています。

また、生涯学習の観点からすると、市民が学びの充実を満足させていない状況にあることも考慮する必要があります。

学校教育で知識や技能を身にけ、家庭教育で自己肯定力を育み、社会教育が社会性を育て、子どもたちが健全に成長する、成人後は潤いのある生活が満喫出来る、そのような教育機能をもつ社会教育の充実・推進を目指します。



(3) 市民協働による施策の展開

① 活動主体は学校と市民

教育は学校が、という考えを多くの市民は根底にもっています。しかし、変化の激しい社会にあって、21世紀を拓き、生きぬく子どもたちを育て、教育の質的向上を図るためには、保護者や地域、さらには市民全体の協力や支援が大切です。従って、この計画の活動主体は学校と市民にあると捉え、施策を展開します。

子どもは、親があつての子どもです。これからの地域や常陸大宮市を担うかけがえのない子どもたちです。このことをしっかりと押さえ、学校とともに、保護者や地域、さらには市民皆が施策を展開する活動主体としての意識を持つことが期待されます。

② 市民との関わり方について

開かれた学校づくりやコミュニティスクールの導入が試みられています。また、新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の編成を各学校に求めています。これらの根底には、学校が孤立した存在としてあるのではなく、市民の意見を学校運営に反映させ、地域と深く関わるということが重要であるといった学校観に基づくものと思料されます。

教育振興基本計画の基本的な考え方である郷育も市民の関わりを強く求めています。また、教育振興基本計画の計画策定や施策遂行の段階でも、市民を活動主体の一翼を担うものと明確に位置づけています。従って、後期改訂版においても、市民には高い意識を持って積極的に様々な分野や段階で強く主体的な関わりが望まれます。

③ 後期改訂版の位置と期間

この後期改訂版は、教育基本法や新学習指導要領の趣旨にのっとり策定します。また、常陸大宮市総合計画基本計画の部門計画としての役割を併せ持つこととします。

後期改訂版の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。基本施策の期間は、前期5年間と同様に、短期1～3年、中期3～5年とし、長期5年以降を目安として計画を推進いたします。

後期改訂版

平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)

第2章 基本目標と主な施策

1 4つの基本目標

後期改訂版では、教育振興基本計画を引き継ぎ、「学校教育の質の向上」、「家庭教育・社会教育の充実」、「21世紀に生きる郷土教育、国際・情報教育の展開」、「郷土の文化やスポーツの推進」の4つの基本目標を設定いたしました。

4つの基本目標

- 基本目標1 学校教育の質の向上
- 基本目標2 家庭教育・社会教育の充実
- 基本目標3 21世紀に生きる郷土教育、国際・情報教育の展開
- 基本目標4 郷土の文化やスポーツの推進

基本目標1の「学校教育の質の向上」は、学校教育の質的な向上を目指すとともに、子どもたちに生きる力を育むことをねらいとしています。この目標を達成するためには、まず子ども自身の力を伸ばすことが必要です。学力は当然のことですが、心の陶冶や体力といった観点と一体となった体系的で、総合的な施策を展開します。また、子どもたちが日々生活する学校環境をしっかりと整備し、安心で安全な環境のもとで学校教育が提供できるよう各種施策を積極的に推進します。



教職員の研修

基本目標2は、「家庭教育・社会教育の充実」です。家庭教育は、子どもの教育の原点であり、極めて大切な教育の領域です。そのため、子育てが適切に行えるよう支援していく必要があります。安らぎと温かさのある家庭の中で、子どもたちに社会性、公共心、公德心、倫理観等が育まれる施策を推進します。また、子どもは、家庭のみで成長するのではなく、社会や地域の中で育っていく存在です。言い換えれば、社会や地域が子どもを育てると言っても過言ではありません。それだけ、社会教育の充実が期待されるということです。地域間、世代間の交流の輪を広げ、生きがいと安らぎを感じる地域で、子どもと大人が共に学び合い、成長し合って、常陸大宮ならでの地域風土が醸成できるような施策を展開します。

基本目標3は、「21世紀に生きる郷土教育、国際・情報教育の展開」です。この基本目標は、本市が描く郷育立市づくり構想を推進するための、独自で、中核となるものです。郷土でも輝くことのできる人材の育成に関わる郷土学習を積極的に展開していきます。また、ここでの郷土学習は、国際化や高度情報化が急速に進む21世紀を生きぬくものでなければならないということを強く意識し、郷土教育が子どもたちの「生きる力」の原点となるような施策を講じます。

基本目標4は、「郷土の文化やスポーツの推進」に努めることです。常陸大宮には、常陸大宮ならでの誇れる文化があります。この伝統的な地域文化の保全・伝承を図るとともに、市民がこぞって文化・芸術的活動を展開することは、生活に潤いをもたらします。また、生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しむことは、子どもたちや市民の生きがいと健康増進に寄与します。文化・芸術の普及とスポーツやレクリエーションを推進することのできる施策の展開に努めます。



ひたまる25（ノルディックウォーキング）

2 基本目標と施策の体系

後期改訂版は、4つの基本目標のもと、10の基本施策と25の施策から構成されています。

基本目標1 学校教育の質の向上

基本施策1 子どもの力や可能性を伸ばす

施策1-1 学力の向上

施策1-2 読書活動の推進

施策1-3 生徒指導の充実

施策1-4 特別支援教育の充実

施策1-5 体力の向上

基本施策2 子どものためによりよい学校環境を整える

施策2-1 教職員の資質の向上

施策2-2 安全でおいしい学校給食の提供

施策2-3 安心・安全な環境の整備

基本目標2 家庭教育・社会教育の充実

基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える

施策3-1 保護者研修会の充実

施策3-2 常陸大宮しぐさの展開

基本施策4 次世代育成を支える

施策4-1 子育て環境の充実

施策4-2 子ども会活動の支援

基本施策5 地域と学校の連携を図る

施策5-1 地域住民と学校の連携

施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進

基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る

施策6-1 自然体験活動の充実

施策6-2 ボランティア活動の支援

基本目標3 21世紀に生きる郷土教育、国際・情報教育の展開

基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る

施策7-1 郷土の歴史学習の推進

施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ

施策7-3 郷土教育を「生きる力」に

基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む

施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実

施策8-2 国際交流活動の推進

施策8-3 情報教育の充実

基本目標4 郷土の文化やスポーツの推進

基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める

施策9-1 文化の保全・伝承と活用

施策9-2 市民文化・芸術の向上

基本施策10 スポーツ・レクリエーションの推進・充実に努める

施策10-1 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 学校教育の質の向上

基本目標 1 学校教育の質の向上

基本施策 1 子どもの力や可能性を伸ばす

施策 1-1 学力の向上

施策 1-2 読書活動の推進

施策 1-3 生徒指導の充実

施策 1-4 特別支援教育の充実

施策 1-5 体力の向上

基本施策 2 子どものためによりよい学校環境を整える

施策 2-1 教職員の資質の向上

施策 2-2 安全でおいしい学校給食の提供

施策 2-3 安心・安全な環境の整備

基本施策 1 子どもの力や可能性を伸ばす

施策 1-1 学力の向上

学力の向上は学校教育の基本的使命です。そのため、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図るとともに、活用能力を高めることに努めます。また、郷育の考えを導入することで、学習関心を一層喚起するとともに、T T（ティーム・ティーチング）※1や習熟度に応じた少人数教育の導入、I C T※2の活用などに努め、課題解決能力を高めてまいります。さらに、幼・保・小・中の連携や大館市との教育交流をととして、分かる授業の展開に努めます。

※1 ティーム・ティーチング・・・複数の教師が協力して行う授業方式の一つ。

※2 I C T・・・情報、通信に関連する技術一般の総称。

施策 1-2 読書活動の推進

多くの子どもたちは読書の大切さを認識しています。また、多くの子どもたちは読書が「好きである」「少し好きである」との回答を寄せています。

そうした子どもたちが、さらに読書に親しみ、日常的な読書習慣を身に付けられるよう環境の整備と施策を推進する必要があります。

また、家庭で親子が一緒に読書に取り組むことは、家庭教育の充実にもつながります。読書をととして心を豊かにするための施策を積極的に展開いたします。

施策1-3 生徒指導の充実

コミュニケーション能力や人間関係調整力の欠如、学業不振等のために、学校集団の中で自分の心の居場所を見いだせないでいる子どもたちが増えています。それが、不登校、いじめなどの問題行動にも現れています。したがって、早期発見や早期対応に努めるとともに、自己肯定感や自己有用感を味わうことができるように、心の教育を充実することが必要です。

また、規則を遵守し、望ましい生活習慣を確立するとともに、安定的で楽しい学校生活を送ることができるよう、積極的な生徒指導の充実に努めます。

施策1-4 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちや学習において配慮を要する子どもたちが増加しています。これらの子どもたちの実態やニーズに合った教育の充実が求められています。自分にあった適切な教育のもとでこそ、自分の力を伸ばし自立することが可能となります。そのためにも、特別支援学級の充実、特別支援教育支援員や介助員等の配置、教育施設のユニバーサルデザイン※を促進するなど、特別支援教育の充実・推進を図ります。また、特別支援教育を担う教員の資質向上に努めます。また、障がいを特性と又は個性と受け止める雰囲気づくりも醸成していきます。

※ユニバーサルデザイン・・・文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインをいう。

施策1-5 体力の向上

運動の充実は、体力を向上させるとともに、精神力まで高揚させます。常陸大宮市は、水戸藩の郷校（時雍館と文武館）があった地です。その郷校の教育方針は文武両道にあり、その伝統的な精神を各学校がしっかりと受け継ぎ、知徳体のバランスのとれた子どもの育成に生かしていくべきです。

体力を向上させるためには、体育の充実や運動の日常化・習慣化を促進する施策を進めます。また、学校統合によるスクールバス通学児童の体力低下に対する施策に努めます。



親子ドッジボール

基本施策2 子どものためによりよい学校環境を整える

施策2-1 教職員の資質の向上

子どもを伸ばすことにおいて、教職員が果たす役割は極めて大きいものがあります。「教師が変われば、子どもも変わる」「学ばざる者、教えるべからず」といった至言があるように、教職員は子どもたちのために常に専門性を高めるための研修を積み、資質を向上させる使命を負っています。校内研修、大館市との教育交流、ICT教育研修の充実に努め、生命線ともいべき分かる授業の推進に努めます。

施策2-2 安全でおいしい学校給食の提供

カロリーを考慮し、バランスのとれた安心で安全な学校給食の提供は、子どもたちの学校生活を豊かにします。また、良好な人間関係の構築にも深い関わりをもっています。そして、なによりも子どもたちの学力向上や体力向上にも大きく貢献することを考え、学校給食の充実に努めます。また、食の安全や生産・流通などの観点から、栽培学習や給食センター見学学習の充実に努めるとともに、地産地消を一層進めます。

加えて、新学校給食センター建設事業と相まって、アレルギー対策の基本マニュアルを策定してまいります。



学校給食

施策2-3 安心・安全な環境の整備

子どもたちの安心・安全を確保するために、防犯対策や交通安全対策などを早急に講じる必要があります。子どもたちの防犯意識や交通安全意識の高揚を図るとともに、学校やPTA・関係機関・団体の協力のもと市民が一体となって防犯対策や交通安全対策を推進します。

また、東日本大震災以来、喫緊の課題であった学校施設の耐震化が完了することから、後期改訂版では防災・減災教育を推進し、子どもたちの安心・安全の担保に努めます。



通学路表示



あいさつ声かけ

(2) 家庭教育・社会教育の充実

基本目標2 家庭教育・社会教育の充実

基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える

施策3-1 保護者研修会の充実

施策3-2 常陸大宮しぐさの展開

基本施策4 次世代育成を支える

施策4-1 子育て環境の充実

施策4-2 子ども会活動の支援

基本施策5 地域と学校の連携を図る

施策5-1 地域住民と学校の連携

施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進

基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る

施策6-1 自然体験活動の充実

施策6-2 ボランティア活動の支援

基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える

施策3-1 保護者研修会の充実

三世代家族の減少や核家族の増加は、家庭教育のあり方を大きく変化させ、子育てや子育てに対する不安や無理解を生みだしています。そのため、子育てや子育てについて学ぶ場や機会を提供することが必要となります。親が子どもの思いや願いをしっかりと受け止め、親が自信をもって子育てや子育てができるような意識を高める研修会などの充実を図ります。

施策3-2 常陸大宮しぐさの展開

しぐさは、町民が平和で安寧に暮らすことができるよう、その時代に応じて形成された生活のきまり・マナーです。この精神を学校教育の場と併せて家庭教育、社会教育の分野でも採り入れていくことは、市民道徳を身につける格好の教育的素材となります。常陸大宮しぐさの導入と展開を検討し、子育て・子育ての1つの基軸とします。

基本施策4 次世代育成を支える

施策4-1 子育て環境の充実

就学前の子どもは勿論のこと、就学している子どもたちが健全に成長できるように、子育て環境の充実に努めます。親が安心して保育を委ね、働くことが可能となるとともに、子どもたちが体験活動や学習に取り組むことができるように子育て環境を充実できる施策を展開します。

施策4-2 子ども会活動の支援

子ども会活動は、学校の教育活動では味わうことのできない異年齢交流を深めることができるとともに、地域の子どもたちの絆を築くことができます。また、子ども会育成後援会員も、子どもたちと一緒に活動することで、子どもたちの成長を実感することができます。この子ども会の活動を支援し、活発化につなげるために、中学生や高校生、地域の市民が様々な形で関与して、力を発揮できる施策の展開に努めます。



子ども会（リーダー研修会）

基本施策5 地域と学校の連携を図る

施策5-1 地域住民と学校の連携

地域住民は、学校に関心を持ち、何らかの形で学校と関わりたいという意欲と力をもっています。地域住民は、自ら労を厭わず、地域の子として子どもたちのために奉仕をしてくれています。登下校の安全指導を始め、ゲストティーチャー※、読み聞かせ、等々です。また、経験豊富なお年寄りとの交流は、生きる知恵を与えてくれます。このような、地域住民と学校の交流が図れる施策の展開に努めます。

※ゲストティーチャー・・・指導者として特別に学校に招いた一般の人々のこと。

施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進

郷土を伝えるには、地域が子どもたちを地域の子として育てていくことが重要です。子どもたちは地域の中で生き、地域の教育の中で育ち、自分自身を伸ばしていくことができます。そのためにも、子どもたちが活動しやすい環境を地域が整備できるような施策の展開に努めます。

基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る

施策6-1 自然体験活動の充実

自然体験活動の重要性については、学校教育法にも明記されています。教育は、座学だけでなく、場所を変え、教室では学ぶことができないようなことを学ぶことも必要です。

常陸大宮市は、久慈川と那珂川の2大清流を擁し、山紫水明の地です。里山も郷土の美しい風景を提供してくれています。こうした自然豊かな郷土で行う自然体験活動を、学校教育のみならず、家庭や地域との連携のもとで推進できる施策の展開に努めます。

施策6-2 ボランティア活動の支援

各学校は、ボランティア活動を教育活動に取り入れ、積極的に推進しています。こうした学校でのボランティア活動を家庭や地域が支援し、更に充実させていくことが期待されています。

子どもたちはボランティア活動をすることで、利他的な心の醸成を図ることが可能となります。また、子どもたちの目を社会へと広げる機会となるとともに、将来を考える際の1つの視点を得ることができるなど、教育的に極めて有効な活動です。こうしたボランティア活動について、市民、保護者、先生方、子どもたちの誰もが取り組める施策の展開に努めます。

(3) 21世紀に生きる郷土教育，国際・情報教育の展開

基本目標3 21世紀に生きる郷土教育，国際・情報教育の展開

基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る

施策7-1 郷土の歴史学習の推進

施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ

施策7-3 郷土教育を「生きる力」に

基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む

施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実

施策8-2 国際交流活動の推進

施策8-3 情報教育の充実

基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る

施策7-1 郷土の歴史学習の推進

郷土の歴史を学ぶことは，社会科や歴史の理解に有効であるばかりでなく，考え方や生き方を学ぶことができるなど，教育の原点であると考えます。先達が辿った道を学び，学んだことを将来につなげるためにも郷土の歴史学習は不可欠であり，このことをしっかり押さえ，郷土の歴史学習を積極的に推進します。

施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ

郷土には，誇れる「人・もの・こと」がたくさんあります。それらが持っている「人・もの・こと」に語らせ，学ぶことは，郷土学習を推進するうえで大切です。

歴史的な先達や現在郷土で活躍している人がいます。貴重な歴史的遺物や自然の恵みを受けた常陸大宮ならでのものもあります。また，郷土ならでの諸行事があります。これらが有する意味をしっかりと学ぶとともに，新たな「人・もの・こと」を発掘することを推進します。また，名もなき周囲の人々への尊敬のまなざしを向けることのできる施策の展開に努めます。



てきいへん
(迪義篇 (会沢正志斎が時雍館で使用する教本として著述したもの))

施策7-3 郷土教育を「生きる力」に

郷土を伝える，郷土をつなぐ，郷土をつくる過程において，子どもたちは学びとるものが

あり、郷土の「人・もの・こと」を学ぶことで広義のコミュニケーション能力を身につけることができ、ひいては「生きる力」を育成することができる郷育を、学校、家庭、地域、行政が一体となって推進します。

基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む

施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実

これからの子どもたちは、国際社会の中で生きぬくことが強く求められています。そのためにも、外国語教育の充実は、欠かすことのできないものです。

小学校では、外国語や外国の文化・習慣などを学ぶ国際理解教育の充実を、そして5、6年生では英語教育の推進を図り、中学校ではネイティブ※の英語指導助手を導入して英語教育の充実を図ります。また、小・中学校の連携強化を図り、系統的な外国語（英語）教育を推進します。

※ネイティブ・・・英語圏で生まれた者を意味する。

施策8-2 国際交流活動の推進

国際交流活動の推進は、視野を広め、21世紀を生きぬく子どもたちの育成に重要です。

郷育を充実させ、郷土の理解や愛着を更に深めるため、小・中学校で外国語教育を充実させる一方で、国際交流活動を推進します。

施策8-3 情報教育の充実

21世紀は、情報革新の世紀です。21世紀を子どもたちが生きぬくためにも、タブレットなどを活用し、アクティブ・ラーニング※₁に寄与するICT教育を推進する必要があります。また、情報には有益なもの、不有益なものが錯綜しています。そのため、情報の収集力、選択力、リテラシー※₂等を育成しながら情報教育を推進します。



国際交流

※1 アクティブ・ラーニング・・・生徒がより能動的に学習するための指導方法。

※2 リテラシー・・・情報機器を利用して、膨大な情報の中から必要な情報を抜き出し、活用する能力。

(4) 郷土の文化やスポーツの推進

基本目標4 郷土の文化やスポーツの推進

基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める

施策9-1 文化の保全・伝承と活用

施策9-2 市民文化・芸術の向上

基本施策10 スポーツ・レクリエーションの推進・充実を図る

施策10-1 スポーツ・レクリエーションの推進

基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める

施策9-1 文化の保全・伝承と活用

市内には、古くから伝わる伝統文化があります。これらの郷土に息づく文化を子どもたちのために保全・伝承することはとても大切なことです。子どもたちが、郷土の伝統文化から学ぶことをとおして、郷土を知り、郷土を伝えとともに、私たちとともに郷土をつくる役割を担うことを期待しています。

また、郷土の文化の保全・伝承活動は、地域の一体化を醸成することに有効であることから、積極的な活用を図ります。

施策9-2 市民文化・芸術の向上

市民誰もが文化・芸術活動に取り組むことができるよう、各種講座や文化・芸術的な諸行事開催などの施策を推進し、市民文化・芸術の向上を図ります。また、文化の発信拠点であるロゼホールなどの文化施設等との連携を強化し、市民文化・芸術の向上と文化の薫るまちづくりを積極的に努めます。



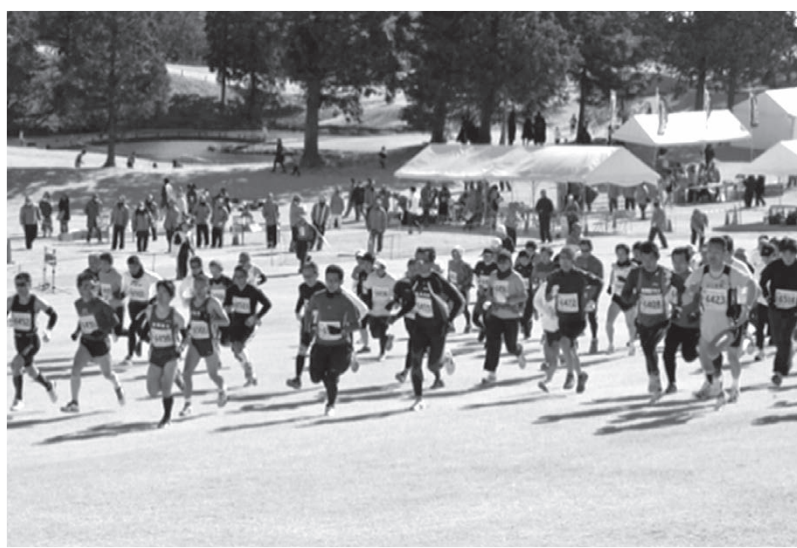
文化団体芸能発表会

基本施策10 スポーツ・レクリエーションの推進・充実を図る

施策10-1 スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツに親しむ人の割合は、年齢を重ねるごとに減少しています。健康を保持するためにも、また生活に潤いを持たせるためにも、スポーツやレクリエーションに親しむことはとても大切です。また、するスポーツだけでなく、見るスポーツや支えるスポーツを普及します。

そのため、スポーツ環境の充実を図り、スポーツやレクリエーション活動の普及に努めます。また、トップアスリートの招聘や各種大会の開催をととして、競技スポーツの向上を図ります。



クロスカントリー



常陸大宮市駅伝大会

第3章 施策別の展開方法

10の基本施策に基づく施策課題を、短期、中期、長期に分けて実施いたします。また、後期改訂版は、教育振興基本計画と同様に、常陸大宮市の独自性を打ち出すこととしておりますので、施策展開に関する協働手法内容を明示します。

基本施策1 子どもの力や可能性を伸ばす

施策1-1 学力の向上

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 学校経営に郷育導入事業	学校経営に郷育を取り入れることで、郷育の考えの重点化と子どもの歴史から学ぶ姿勢を育てます。	学校が中心となって展開。行政（学校教育課）、地域が支援	長期
2 郷育立市づくり地域力活用基礎学力支援推進事業	郷育立市構想を受けて、市の誇りである高齢者等を地域サポーターとして活用し、小学校の補足的な学習の場において、児童の基礎学力の向上を図ります。	市民が実施主体。学校や行政（学校教育課）が一体となって協力	中期
3 幼・保・小・中連携教育の推進	各中学校区ごとに、小・中学校9年間を見通した体系的な教育を推進する。また、幼・保・小・中の連携を推進します。	幼・保と学校が連携して推進	長期
4 家庭学習の習慣化の確立	学校と家庭の連携のもとで、家庭学習の習慣化を確立させ、学力向上を図ります。	学校と家庭が協働で推進	長期
5 学校教育指導員配置事業	少人数指導加配等の配置がない学校に非常勤講師を配置し、各学校において児童生徒にきめ細やかな学習指導を行います。	行政（学校教育課）が主体。活用主体は学校	長期

施策１－２ 読書活動の推進

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 50冊読書推進事業	県の読書推進運動に積極的に取り組み、本に親しみ、読書量の増加に努めます。	学校が中心となり、家庭が支援する形で推進	長期
2 一日図書館員事業	小学5年生を対象に一日図書館員を募集し、図書館員体験活動をととして、読書の大切さを理解するとともに、読書活動のリーダーを育成します。	行政（図書館情報館）が主体。家庭が支援	中期
3 読書巡回バス運行事業	小学生を対象に、夏休み図書館までの巡回バスを運行し、読書の楽しさを味わせるとともに、読書活動を推進します。	行政（図書館情報館）が主体。家庭が支援	中期
4 図書館専任職員配置事業	司書や司書教諭の資格を有するものを学校に派遣し、学校図書館の充実と環境の整備を推進します。	行政（指導室）が主体。学校が活用	長期
5 読み聞かせ連絡会との連携	読書意欲を喚起させるために、読み聞かせ連絡会と連携して読み聞かせを実施します。	学校が主体。読み聞かせ連絡会と連携して推進	中期
6 図書館情報館協議会の充実	読書活動を推進するため、図書館情報館の運営や整備について協議し、読書環境の整備に努めます。	図書館情報館協議会が主体。行政（図書館情報館と生涯学習課）が支援	長期
7 司書教諭の活用	学校に配置されている司書教諭を活用し、学校図書館の充実と読書活動を推進します。	学校が主体。行政（学校教育課）が支援	長期

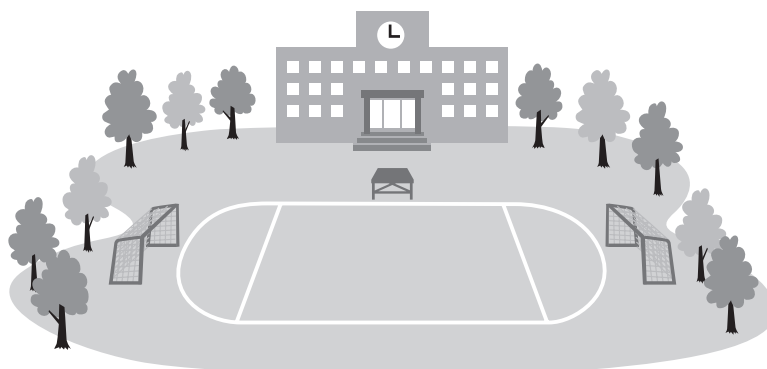


読書活動

施策１－３ 生徒指導の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 学校適応推進事業	各学校の生徒指導担当教員を中心に、ケーススタディーを行い、児童生徒の不適應解消に努めます。	学校、家庭、関係機関が協働で実施	中 期
2 Q－Uの実施※	公費でQ－Uを実施し、児童生徒の悩みなどを把握、いじめや不登校の早期発見、早期対策に努めます。	行政（指導室）と学校が連携して実施	長 期
3 スクールカウンセラーの派遣	安心して学校生活を送ることができるようスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の相談事業を実施します。	行政（学校教育課）が主体となって実施	中 期
4 教育支援センター事業	教育相談、適応指導教室の運営をとおして、教育に関する相談に適切に応じ、不登校児童・生徒への援助及び指導の充実を図ります。	行政（学校教育課）が主体。家庭や学校の理解と協力	長 期
5 青少年相談員活動の充実	街頭相談、街頭パトロール及び環境浄化活動を行う青少年相談員の活動を充実させることで、青少年の健全育成に努めます。	青少年相談員が主体。学校や警察、行政（生涯学習課）が連携・支援	長 期
6 学校・警察連絡協議会の開催	小・中・高、青少年相談員と警察が連携を取り、情報交換や街頭相談等を実施し、健全な児童・生徒の成長に資します。	学校、青少年相談員、警察、行政（学校教育課）が連携・支援	長 期
7 青少年育成常陸大宮市民会議との連携	あいさつ運動や青少年の主張大会を行い、青少年の健全育成をねらいとして、活動している市民会議との連携を図り、健全育成に努めます。	青少年育成常陸大宮市民会議が主体、行政（生涯学習課）が支援	長 期

※Q－U……子どもが楽しい学校生活を送るための心理検査。



施策１－４ 特別支援教育の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 教育支援委員会の開催	障がいのある幼児・児童・生徒に対し、適切な就学指導・就学相談を行います。	行政（学校教育課）、学校、保健所、医師 その他有識者が連携・支援	長 期
2 障がい児介助員・特別支援教育支援員の配置	特別な支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員や介助員を配置し、個々に応じた適切な支援を行います。	行政（学校教育課）が主体。家庭や学校の協力	長 期
3 ユニバーサルデザイン化の促進	学校教育においてユニバーサルデザイン化を促進し、障がいのある児童・生徒に対する教育支援の充実を図ります。	学校と行政が連携して促進	長 期
4 特別支援学校・手をつなぐ育成会との連携	障がいのある児童・生徒が通う学校と保護者が連携を図り、児童生徒の適切な療育を行うことができるよう支援します。	学校と保護者が連携して推進し、行政（学校教育課）が支援	長 期

常陸大宮市内小・中学校の特別支援学級設置状況

	学 校 名	特別支援学級の種類
1	村田小学校	知的学級（１）
2	上野小学校	知的学級（１）
3	大宮小学校	情緒学級（２）、知的学級（１）
4	大宮北小学校	情緒学級（１）、知的学級（１）
5	大宮西小学校	情緒学級（１）、知的学級（２）
6	山方小学校	情緒学級（１）
7	山方南小学校	情緒学級（１）
8	美和小学校	情緒学級（１）
9	緒川小学校	情緒学級（１）
10	御前山小学校	情緒学級（１）、知的学級（１）
11	大宮中学校	情緒学級（１）、知的学級（２）
12	山方中学校	情緒学級（１）、知的学級（１）
13	明峰中学校	知的学級（１）
14	御前山中学校	知的学級（１）

施策１－５ 体力の向上

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 体育の授業の充実	創意工夫を凝らした授業を展開し、児童・生徒の運動能力を高めます。	学校が主体となって実施	長 期
2 体力テストの実施	体力テストを実施し、結果や経年変化を分析することで実態把握をし、体力向上に向けての施策を展開します。	学校が主体。行政(学校教育課)が支援	長 期
3 小学校陸上競技会の開催	小学6年生を対象に、陸上競技会を開催し、運動能力の向上に資します。	教育研究会が主催。学校が参加協力	中 期
4 部活動の参加促進	中学生の部活動への参加を促進し、技術の向上と体力・精神力の向上に努めます。	学校が主体。家庭は支援と協力	長 期
5 スポーツ少年団活動への参加促進	スポーツ少年団活動への参加促進を図り、学校教育外のスポーツ活動を奨励し、併せて体力の向上に資します。	スポーツ少年団本部が主体。家庭の支援	中 期

平成29年度Tスコア※による県（H28）との比較

学 年	県平均値	市平均値	比較	学 年	県平均値	市平均値	比較
小学1年男子	50.0	52.20	+2.20	小学1年女子	50.0	50.80	+0.80
2年男子	50.0	51.70	+1.70	2年女子	50.0	52.80	+2.80
3年男子	50.0	50.20	+0.20	3年女子	50.0	50.80	+0.80
4年男子	50.0	50.40	+0.40	4年女子	50.0	51.80	+1.80
5年男子	50.0	50.40	+0.40	5年女子	50.0	50.60	+0.60
6年男子	50.0	49.20	-0.80	6年女子	50.0	54.00	+4.00
中学1年男子	50.0	49.30	-0.70	中学1年女子	50.0	49.30	-0.70
2年男子	50.0	51.00	+1.00	2年女子	50.0	51.30	+1.30
3年男子	50.0	49.70	-0.03	3年女子	50.0	51.50	+1.50

※Tスコア……Tradency（トレーデンシー）社独自の評価方法。

学校における体力・運動能力結果（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルランテスト・50m走・立ち幅とび等）を比較する県平均値を50とし、本市の数値を表示している。

基本施策2 子どものためによりよい学校環境を整える

施策2-1 教職員の資質の向上

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 各種学校訪問指導の充実	教育事務所や義務教育課の訪問指導を積極的に受け入れるとともに、指導主事による指導訪問や教育委員による学校訪問の指導充実を図り、教職員の資質向上に努めます。	県教育委員会、水戸教育事務所、市教育委員会、学校が連携	長期
2 大館市との教育交流事業の推進	大館市の教員を招聘しての授業研究会や大館市の教育研究会への教員派遣をととして授業改善に努めます。	市教育委員会と大館市教育委員会が連携して実施	中期
3 ICT授業研修会の実施	つくば市の指導主事を招聘し、授業研修会を実施し授業力向上をめざします。	市教育委員会とつくば市教育委員会が連携	中期
4 教職員の夏季研修の実施	指導主事や教育指導委員が中心となって、教員を中心に研修会を実施し、資質向上に努めます。	指導室指導主事、教育指導委員等が講師となって実施	中期
5 校長夏季研修の開催	校長を対象に、教育関係者と教育外関係者を交互に講師として招聘し、校長の資質向上に努めるとともに、学校経営の質的向上を図ります。	市教育委員会と校長会が連携	中期
6 内地留学、大学院派遣の推進	教職員を積極的に教育研修センターや大学に研修派遣することで、教職員の資質向上に努めます。	県教育委員会、市教育委員会、学校が連携	長期
7 市教育研究会への支援推進	教職員全員で構成される教育研究会に積極的な支援を行い、教職員の資質向上の事業を支援します。	市教育委員会と教育研究会が連携	長期
8 公開授業発表会の後援	市教委が公開授業発表会を後援することで、各学校の学校力の高揚と教職員の資質向上を図ります。	市教育委員会、教育研究会、学校が連携	長期

施策2-2 安全でおいしい学校給食の提供

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 学校給食センターの改築	新学校給食センターを建設し、安心して安全な学校給食の提供に努めます。	行政（学校教育課）が担当	中 期
2 食物アレルギーマニュアルの作成	児童生徒の食物アレルギーマニュアルを作成し、安全な学校給食に努めます。	行政（学校教育課）と学校給食センターが連携	短 期
3 学校給食運営委員会の充実	学校給食の望ましい在り方について協議、検討を行い、安全でおいしい学校給食の提供に努めます。	行政（学校教育課）、学識経験者、学校代表、保護者代表等で検討	中 期
4 給食主任会の開催	献立、調理、配送、配膳等について、実地的な協議を行い、学校給食の円滑な運営に努めます。	学校給食センターと各学校給食主任が連携	中 期
5 親子給食試食会の開催	親子給食試食会をととして、学校給食への理解・啓発に努め、保護者からの意見等を聴取することで学校給食の質的向上を図ります。	保護者、児童、学校が連携して開催	中 期
6 学校栄養士・栄養教諭による献立会議の開催	学校栄養士・栄養教諭など学校給食に関わる専門家による献立会議を開催し、安全でおいしい学校給食の提供についての研究や献立の作成を行います。	学校栄養士、栄養教諭が連携して実施	短 期
7 食材の地産地消の促進	顔の見える生産者から食材を搬入することで、新鮮で安全な給食の提供に努めます。	行政（学校教育課）と学校給食センターが推進	長 期
8 学校給食調理員の実技研修会の開催	夏季期間中に、調理員を対象に実技研修会を開催、資質向上に努めるとともに、学校給食の充実に寄与します。	3つの学校給食センターが合同で実施	中 期
9 学校給食センター見学学習の実施	学校給食センターの見学学習をすることで、調理過程や食材の流通について学び、食への関心を高めます。	学校と学校給食センターが連携して実施	中 期

施策2-3 安心・安全な環境の整備

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	市学校防災推進委員会による防災研修と学校防災連絡会議による防災教育を地域との連携のもとで実施し、学校の防災力強化を推進します。	市学校防災推進会議、学校防災連絡会議が主体。地域と連携	中期
2 通学路の交通安全の確保に係る合同点検の実施	警察、土木事務所、教育委員会、学校が一体となって、通学路の点検を実施し、交安法指定の通学路の安全確保に努めます。	警察、土木事務所、行政（学校教育課と都市建設課）、学校が一体となって実施	短期
3 関係諸団体による立哨指導の実施	交通安全母の会、交通安全協会の協力を得て、立哨指導を行い、登下校の交通安全を確保します。	交通安全母の会、交通安全協会の協力	長期
4 子ども見守り隊との連携強化	子ども見守り隊と連携して、登下校の子どもたちの安全を確保します。	学校と子ども見守り隊が連携	長期
5 保健安全計画の充実	保健安全計画に基づき避難訓練を行い、子どもたちの防災意識を高めるとともに、マニュアルの作成、点検を随時行います。	保健主事が中心となって実施	長期
6 通学用ヘルメットの提供	児童生徒の通学の安全のため、公費で通学用ヘルメットを無償で提供します。	行政（学校教育課）が提供	長期



子どもの見守り

基本施策3 家庭の子育て・子育てを支える

施策3-1 保護者研修会の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 家庭教育学級の充実	家庭教育の重要性を認識させるため、幼稚園、小学生、中学生を持つ親を対象に、全幼稚園、全学校で家庭教育学級を開催します。	行政（生涯学習課）、学校、保護者が連携	中 期
2 親子等教室の開催	親子教室、三世代での交流事業を開催し、子育てや親子、家族との関係の重要性について考えます。	学校と保護者と祖父母等が一体となって実施	中 期
3 P T A指導者研修会の後援	市P T A連絡協議会主催の指導者研修会を積極的に後援することで、保護者が自ら家庭教育の在り方や子育てについて考える機会とします。	市P T A連絡協議会が主体。行政（生涯学習課）や学校が支援	中 期
4 青少年育成常陸大宮市民会議との連携	青少年育成常陸大宮市民会議が主導する親業「親が変われば、子どもが変わる」と積極的に連携することで、親の在り方、家庭の在り方について考えます。	青少年育成常陸大宮市民会議が中心、家庭、学校、地域、行政（生涯学習課）が一体となって実施	中 期



親子給食



家庭教育学級

施策3-2 常陸大宮しぐさの展開

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 常陸大宮しぐさの展開	市民の道徳性を高めるためにも、常陸大宮しぐさを作成し、展開・実践を図ることで、子どもの道徳性や規範意識の高揚を図ります。また、市民性の醸成を図ることで、子育ての支援に努めます。	市民が主体。行政が支援	中 期
2 あきないしぐさとの関係促進	あきないしぐさを既に実践しているあきない組をモデルとし、常陸大宮しぐさの更なる展開に努めます。	市民とあきない組の関係強化	中 期

常陸大宮しぐさ（例）

- 明るく、元気に、あいさつをします。
- 相手をおもいやって行動します。
- なんでもいい、地域のために活動します。

あきないしぐさ(例)

- いらっしゃいませ。
- どちらから、いらっしゃったのですか。
- 今日は、寒いですね。（何か一言を添える。）
- ありがとうございます。またのおこしを。



基本施策4 次世代育成を支える

施策4-1 子育て環境の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 放課後子ども教室の実施	学校の余裕教室等を利用して、学習や様々な体験活動を味わうことができる放課後子ども教室を実施します。	地域指導者が主体。行政（生涯学習課）と学校が支援	中 期
2 預かり保育の実施	幼稚園児の保護者のために、保育時間終了後に預かり保育を実施し、保護者の子育て環境の整備に努めます。	行政（学校教育課）と幼稚園が連携	中 期
3 放課後子ども教室指導者研修会の充実	指導者研修会を実施し、放課後子ども教室の運営方法や活動内容の改善を図ります。	地域指導者が主体。行政（生涯学習課）が支援	中 期
4 お宝発見事業の実施	市内小学4年生以上40名を募集し、年間6回市内の「誇れるもの」を対象に、仲間づくりや様々な体験活動を実施し、自主性や社会性を身につけるとともに、郷土学習の機会を提供します。	行政（生涯学習課）が主体。大学生ボランティアや高校生会と連携	中 期
5 ふれあいの船事業の実施	船を利用した共同生活をとおして、仲間を思いやる心や友情を育み、地域を越えた児童相互のふれあいや出会いを大切にする心を養います。また、学校生活では得られない体験活動を行います。	行政（生涯学習課）が主体。指導員やボランティアが協力	中 期



親子ふれあい活動

施策4-2 子ども会活動の支援

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 単位子ども会活動の充実	同じ地域の子どもたちが世代を超えた中で一緒に活動し、学校では味わうことのできない体験活動を行うとともに異年齢交流を深め、魅力ある子ども会の充実に努めます。	地域の単位子ども会が主体。地域と連携して実施	中 期
2 子ども会育成連絡協議会の充実	単位子ども会の連携を深め、各種事業をととして子ども会活動の支援に努めます。	子ども会育成連絡協議会が主催。行政(生涯学習課)が支援	中 期
3 子ども会リーダー研修会の開催	小学5年生を対象に子ども会のリーダーとしての研修を行うことで、リーダーとしての心構えを育てます。	行政(生涯学習課)と子ども会育成連絡協議会が連携	中 期
4 子ども会テニール大会の開催	夏休みに子ども会対抗のテニール大会を開催し、子ども同士や子ども会相互の交流を深めます。	子ども会育成連絡協議会が主体。行政(生涯学習課)が支援	中 期

平成29年度子ども会加入率

学 校 名	加入数(人)	加入率	学 校 名	加入数(人)	加入率
村 田 小 学 校	1 5 4	94.5%	上 野 小 学 校	1 0 3	55.1%
大 宮 小 学 校	1 8 5	63.4%	大 賀 小 学 校	5 4	74.0%
大宮北小学校	2 7	30.3%	大宮西小学校	7 1	18.0%
山 方 小 学 校	1 0 2	89.5%	山方南小学校	1 0 3	98.1%
美 和 小 学 校	9 6	93.2%	緒 川 小 学 校	1 0 0	82.0%
御前山小学校	7 4	55.6%			
計				1, 0 6 9	60.2%



子ども会活動

基本施策5 地域と学校の連携を図る

施策5-1 地域住民と学校の連携

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 立哨指導の協力	児童・生徒の登下校時に、地域のボランティアや地区の高齢者が子どもたちに寄り添ったり、危険箇所の立哨指導を行ったりして、子どもたちの安全確保に努めます。	ボランティアや高齢者等が学校と連携して自主的に活動	長期
2 子ども見守り隊活動の推進	P T Aや地区の人々が自警団を組織し、子どもたちの学校外生活の安全確保に努めます。	地域住民が主体となって活動	長期
3 読み聞かせ会の実施	地域で活動している読み聞かせの会との連携のもとで、読み聞かせやブックトークを行い、読書への興味関心を喚起させます。	読み聞かせ会が主体となって活動	中期
4 お年寄りとの交流会の実施	お年寄りを学校に招待し、昔話を聞いたり、交流したりして、お年寄りを大切にする気持ちを養う。また、高齢者ホームの慰問を行い、交流を深めます。	学校が主体となり、授業の一環として実施	中期
5 ゲストティーチャーの導入	授業時に、経験豊富な地域の人々や専門的な知識技能を持つ人々をゲストティーチャーとして招聘し、子どもたちの学びの輪と地域との交流を深めます。	学校が主体。地域と連携	中期
6 学校支援地域本部事業※の実施	地域のすぐれた人材の持っている知識や技能を子どもたちのために活かしながら学校づくりや事業の実施にあたり、地域と学校の連携を図ります。	学校支援地域本部事業事務局が主体	長期

※学校支援地域本部事業……地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み。



施策5-2 地域に生きる子ども活動の推進

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 地域行事への参加促進	地域の行事に積極的に参加し、地域の多くの人々とコミュニケーションをとることで、地域に根付いた子どもを育成します。	地域住民が主体となって実施	長 期
2 地域文化の伝承	地域に伝わる伝統文化を地域の子として継承することで、地域の良さを知り、伝えることのできる子どもを育てます。	伝統文化連絡協議会を中心に、行政（文化スポーツ課）が支援	長 期
3 地域スポーツ行事への参加	地域で行われるスポーツ行事へ参加することで、地域の一員としての意識を醸成します。	地域体育協会を中心に、行政（文化スポーツ課）が支援	中 期
4 緑の少年団活動の充実	緑の少年団活動をととして、里山の美しさを再認識させるとともに、里山を保全しようとする気持ちを育てます。	子どもが主体。地域、行政（農林振興課と学校教育課）が支援	長 期



西の内和紙（紙すき体験）

基本施策6 体験活動・ボランティア活動の推進を図る

施策6-1 自然体験活動の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 花いっぱい運動の展開	自然体験活動の一環として、花いっぱい運動を展開し、花の美しさや周囲の環境美化を大切にする気持ちを育てます。	学校、地域、市民、子ども会が主体。行政（生涯学習課）が支援	中 期
2 外来種撲滅運動への参加	地域本来の自然を守るために、市挙げて外来種撲滅運動を展開する際、地域の一員として、或いは市民の一員として、積極的な参加を促進します。	行政（生活環境課）が主体。市民と連携して実施	長 期
3 ビオトープ ※学習の展開	ビオトープ学習を実施することで、自然を大切にする気持ちを育てます。	学校が主体。地域や関係者の協力	中 期
4 緑の少年団活動の充実 (5-2-4再掲)	緑の少年団活動をととして、里山の美しさを再認識させるとともに、里山を保全しようとする気持ちを育てます。	子どもが主体。地域、行政（農林振興課と学校教育課）が支援	長 期
5 栽培活動の推進	自然体験活動の一環として、栽培活動を実施し、栽培の苦労や収穫の喜びを味わわせるとともに、自然に親しむ気持ちを醸成します。	学校が主体、地域の経験者をゲストティーチャーとして招聘	中 期

※ビオトープ……野生生物の生息する空間。



花いっぱい運動

施策6-2 ボランティア活動の支援

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 通学路クリーン作戦の実施	通学路のゴミや空き缶拾いなど、クリーン作戦を実施し、ボランティア精神を育成します。	学校が主体。PTAが協力	長期
2 河川クリーン作戦の実施	中学生が河川クリーン作戦に参加することで、清流保全とボランティア精神を養います。	市・国土交通省が主催。ライオンズクラブ・学校が協力	中期
3 慰問活動の推進	高齢者施設等を慰問し、高齢者とのふれあい活動や奉仕活動をととして、ボランティア精神を高揚させます。	学校が主体。関係施設と連携	中期
4 奉仕作業の参加	PTAの奉仕作業に参加することで、愛校精神とボランティア精神を育成します。	PTAが主体。児童・生徒が協力	長期



河川クリーン作戦

基本施策7 郷土（原点）学習の展開を図る

施策7-1 郷土の歴史学習の推進

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 社会科副読本の編纂と活用	小学校3, 4年生を対象に社会科副読本を編纂し、授業で活用することで郷土の歴史を学び、郷土を愛する心を養います。	小学校3, 4年担当教諭が主体。地域郷土史研究家などの協力	長期
2 郷土読本の活用	郷土で誇れるものやかかけがえのないものをまとめた郷土読本を活用し、郷土理解の深化に努めます。	行政（文化スポーツ課）が作成、小学3年生から中学3年生を対象に配付、学校が主体となって活用	長期
3 郷土史研究会との連携強化	各郷土史研究会との連携を深め、郷土に係る巡検学習等で、講師として活用を図ります。	各郷土史研究会と学校が連携	中期
4 郷土の素材の教材化推進	数多くある郷土の素材を教材化し、授業に取り入れることで、郷土学習の深化を図ります。	教職員が主体	長期
5 郷育立市事業の活用	郷土の偉人について、伝記を作成し児童生徒に配付することで郷土学習の一助とします。	行政（企画政策課）が作成し学校に配付	短期



泉坂下遺物

施策7-2 郷土の「人・もの・こと」から学ぶ

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 郷土の「人・もの・こと」の収集	郷土にある「人・もの・こと」に係る郷土学習をととして、また様々な郷土の行事に参加し、郷土の大切なものの収集に努めます。	市民の協力	長 期
2 公民館講座等歴史講座の充実	公民館等で、古文書講座や歴史講座を開催し充実させることで、郷土理解を深めます。	行政（生涯学習課）が主催	中 期
3 郷育講演会の開催	郷育に関わる講演会を開催し、郷育の考え方を市民に浸透させるとともに、郷育立市の「まちづくり」事業への参画を促します。	市民の協力	長 期
4 郷土読本の活用 (7-1-2再掲)	郷土で誇れるものやかかけがえのないものをまとめた郷土読本を活用し、郷土理解の深化に努めます。	行政（生涯学習課）が作成、小学3年生から中学3年生を対象に配付、学校が主体となって活用	長 期
5 郷土学習の展開	学校教育の中に、郷土学習を積極的に取り入れ、郷土の「人・もの・こと」から学びます。実施にあたっては市民の活用等も図ります。	教職員の教材研修のもとに、児童・生徒が学習。市民の協力が学習。市民の協力	長 期
6 文書館カレンダーの開催	常陸大宮市に係る歴史的事業についての講演会をシリーズで実施し、郷土理解を促進します。	公文書館が実施	短 期



西塩子回り舞台

施策7-3 郷土教育を「生きる力」に

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 郷育の推進	郷育を学校、家庭、地域、行政が一体となって推進することで、広義のコミュニケーション能力や子どもの「生きる力」を育成します。	市全体で取り組み (行政、学校、地域、 各種団体等)	長 期
2 郷育立市宣言の活用	郷育立市宣言の内容や考え方を機会があるごとに啓発・普及することで、郷育を実践する基盤を養います。	市全体で取り組み (行政、学校、地域、 各種団体等)	長 期
3 市の歌の普及・活用	市の歌を学校行事に取り入れ児童・生徒の誰もが広く、永く口ずさめるような市の歌の普及に努め、一体感の醸成を図ります。	市全体で取り組み (行政、学校、地域、 各種団体等)	短 期



時雍館1850年（嘉永3年）開校



大宮郷校1856年（安政3年）開校

基本施策8 国際化・情報化社会を生きぬく力を育む

施策8-1 小・中学校における外国語教育の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 英語指導員配置事業	幼稚園においては、幼児が英語に親しみ、英語教員とふれあい、異文化の理解を深めます。小学校においては、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ、コミュニケーション能力の素地や基礎を養うことを目的に英語指導員（ALT）の配置を推進します。	行政（学校教育課）が配置。幼稚園と小学校が活用	中 期
2 英語指導助手配置事業	学年に応じた国際理解教育や英語教育の一層の充実に寄与し、生徒の英語の学力向上、特に生きて働くコミュニケーション能力の向上、国際理解等に役立つことを目的に英語指導助手（ALT）の配置を推進します。	行政（学校教育課）が配置。中学校が活用	中 期
3 市英語インタラクティブ※フォーラムの開催	英語コミュニケーション能力育成の一環として、インタラクティブフォーラムを開催します。	市教育研究会が主催。学校の英語担当と連携	中 期
4 小学校英語教育支援事業	グローバル化に対応した人材の育成を目指して、教員の英語力及び指導力の向上が図れるよう、当該県事業の推進に努めます。	外国語活動教諭が主体。行政（学校教育課）が支援	中 期
5 中学校英語力向上事業	グローバル化に対応できる人材教育に向け、生徒及び中学校英語教員の英語力の向上が図れるよう、当該県事業の推進に努めます。	中学校英語教諭が主体。行政（学校教育課）が支援	中 期

※インタラクティブ……双方向に情報のやりとりを行うこと。

施策8-2 国際交流活動の推進

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 中学生海外研修事業	現地の人々と友好親善を図り、語学力の向上と国際的な視野と感覚を広めるとともに、人材の育成の一環として、将来の常陸大宮市を担う中学生を対象に海外研修を実施します。	行政（学校教育課）が計画。中学3年生が研修に参加	中 期
2 海外研修生の受け入れ事業	国際的な視野を持った子どもを育成することを目的に、オーストラリアからの研修生を学校やホームステイで受け入れ、交流を深めます。	市海外研修生受け入れ実行委員会が主体。各学校や保護者が協力	中 期
3 国際交流協会事業への協力・参加	異文化理解や幅広いコミュニケーション能力を身につけることを目的に、市国際交流協会が主催する交流会やバザー等の各種事業への参加・協力を促進します。	市国際交流協会が主催。子どもや家庭が協力	中 期
4 パラオ共和国との交流促進	東京オリンピックのホストタウンとなったことを契機にパラオ共和国の人々との文化交流を促進します。	行政（企画政策課）と連携	中 期

中学生海外研修参加者数の推移

年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
人 数	7 1 名	6 7 名	7 0 名	8 5 名	中 止	8 1 名	6 0 名	7 8 名
年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9			
人 数	7 0 名	6 2 名	6 6 名	7 2 名	5 6 名			



中学生海外研修

施策8-3 情報教育の充実

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 フューチャースクール事業の推進	市内全小中学校にタブレットを備え、アクティブラーニングを推進します。	行政（学校教育課）が設置。学校が活用	短期
2 視聴覚ライブラリー運営事業	視聴覚ライブラリー運営委員会を開催し、視聴覚資料等を収集し、学校教育及び社会教育での活用を促進します。	行政（図書情報館）が主体。学校や関連団体が活用	中期
3 視聴覚教育の充実	子どもたちの学習意欲を喚起させるとともに、情報活用能力を高めることを目的に、視聴覚教材の活用を図り、充実させます。	教職員が活用	長期
4 教科指導におけるICT※活用の推進	個に応じた学習を支援するための教科指導におけるICT活用の推進を図ります。	教職員が推進	長期
5 学校・家庭における情報モラル教育の充実	情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。	学校と家庭が連携して推進	長期



タブレット（フューチャースクール推進事業）

基本施策9 文化の保全・伝承と創造の推進・充実に努める

施策9-1 文化の保全・伝承と活用

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 常陸大宮市史の編さん	合併10周年を機に学校、地域、市民の協力を得て常陸大宮市史の編さんを開始。郷育立市を推進します。	市史編さん委員会が中心になって編さん。学校、地域、市民の協力	長期
2 歴史民俗資料館の建設促進	文化財展示施設整備検討委員会の提言を尊重し、歴史民俗資料館を建設することで、様々な文化財の保全・活用に努めます。	行政（文化スポーツ課）が主体	長期
3 伝統文化連絡協議会の充実	古くから地域に伝わる伝統文化を保全・伝承するために、伝統文化連絡協議会及び保存団体の活動を支援します。	伝統文化連絡協議会が中心。行政（文化スポーツ課）が支援	長期
4 泉坂下遺跡や遺物の保存・活用	国の重要文化財となった泉坂下遺跡や遺物を保存するとともに活用を図ります。	関係各課と泉坂下遺跡保存委員会及び市民との協働	長期
5 古文書講座の開催	古文書を読むことをとおして、歴史への興味・関心を喚起し、文化保存・活用の中核となる人材を育成します。	歴史民俗資料館・文書館が実施	中期
6 郷土史研究会への支援	郷土史研究会を支援することで、郷土史研究の推進充実を図ります。	行政（文化スポーツ課）が支援	長期
7 雪村顕彰会へ支援	雪村顕彰会の充実とシンポジウムなどの事業を支援することで、郷土を発信することに努めます。	行政（文化スポーツ課）が雪村顕彰会を支援	長期
8 歴史文化基本構想	今後市が目指すべき文化財行政のマスタープランとして策定します。	行政（文化スポーツ課）が担当	短期



文化団体芸能発表会

施策9-2 市民文化・芸術の向上

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
1 市文化祭の開催	文化・芸術活動を行っている市民が一堂に会し、作品の展示・発表をととして文化の普及・向上を図ることを目的に、文化祭を開催します。	全市民が主体。行政（生涯学習課）が支援	長期
2 市文化協会の支援	市民文化の向上に努めることを目的に、市の文化活動の中核である文化協会の活動を支援します。	文化協会が主体。行政（生涯学習課）が支援	長期
3 公民館講座の充実	文化・芸術に親しむ市民を育成することを目的に、各公民館講座の学習内容を充実させます。	全市民を対象に、行政（公民館）が実施	中期
4 常陸大宮吹奏楽団の支援	市民の音楽への関心を高めることを目的に、音楽活動の中核である常陸大宮吹奏楽団への支援します。	行政（生涯学習課）が支援	中期
5 文化施設との連携強化	市民文化の向上を図ることを目的に、文化の発信拠点であるロゼホールやふれあいギャラリー等の文化施設との連携を強化します。	ロゼホールやふれあいギャラリーと連携	長期
6 文化・芸術関係団体の育成	市内で活動している文化・芸術団体を支援し、団体の育成、充実を図ります。	文化協会が主体。行政（生涯学習課）が支援	長期



西塩子の回り舞台子ども歌舞伎上演

基本施策１０ スポーツ・レクリエーションの推進・充実を図る

施策１０－１ スポーツ・レクリエーションの推進

事業名	事業内容	協働手法内容	期間
１ 生涯スポーツ・レクリエーションの振興・普及	市民一人ひとりのスポーツ・レクリエーションニーズに対応したスポーツ・レクリエーション行事を幅広く展開し、生涯スポーツ・レクリエーション社会の実現に努めます。	行政（文化スポーツ課）と市民が連携	長 期
２ スポーツ関係団体の育成	市体育協会や地域・職場のスポーツクラブの育成をととして、スポーツ活動の充実を図ります。	行政（文化スポーツ課）と市体育協会や各種スポーツクラブが連携	長 期
３ 指導体制の充実	スポーツ推進委員会の充実・強化などをととして指導体制の充実強化に努めます。	スポーツ推進委員会が中心。行政（文化スポーツ課）が支援	長 期
４ スポーツ施設の整備充実	市民が活用し、健康・体力づくりに資する設備の整備充実に努めます。	行政（文化スポーツ課）、体育協会が中心	長 期
５ 優秀選手の派遣・表彰	各種大会で優秀な成績を収めた選手を関東・全国大会派遣を支援するとともに、表彰を行い、競技スポーツの向上を図ります。	行政（文化スポーツ課）が主体となって実施	長 期
６ スポーツクラブひたまる２５の支援	総合型スポーツクラブひたまる２５の事業を支援し市民のレクリエーションスポーツの促進に努めます。	教育委員会とひたまる２５が連携	長 期
７ 国体開催推進事業	国体（なぎなた）開催に向け、市民の意識高揚となぎなた競技の普及促進に努めます。	行政（文化スポーツ課）、なぎなた連盟、学校が連携	短 期



ひたまる２５（ユニカール）

第4章 後期改訂版の推進体制と進行管理

(1) 後期改訂版の推進体制

後期改訂版の推進にあたっては、教育活動の主体となる学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携・協働を図るとともに、それぞれが適切な役割を果たすことが重要であるため、平成30年度以降、後期改訂版に沿った教育の全市的な推進を図ります。

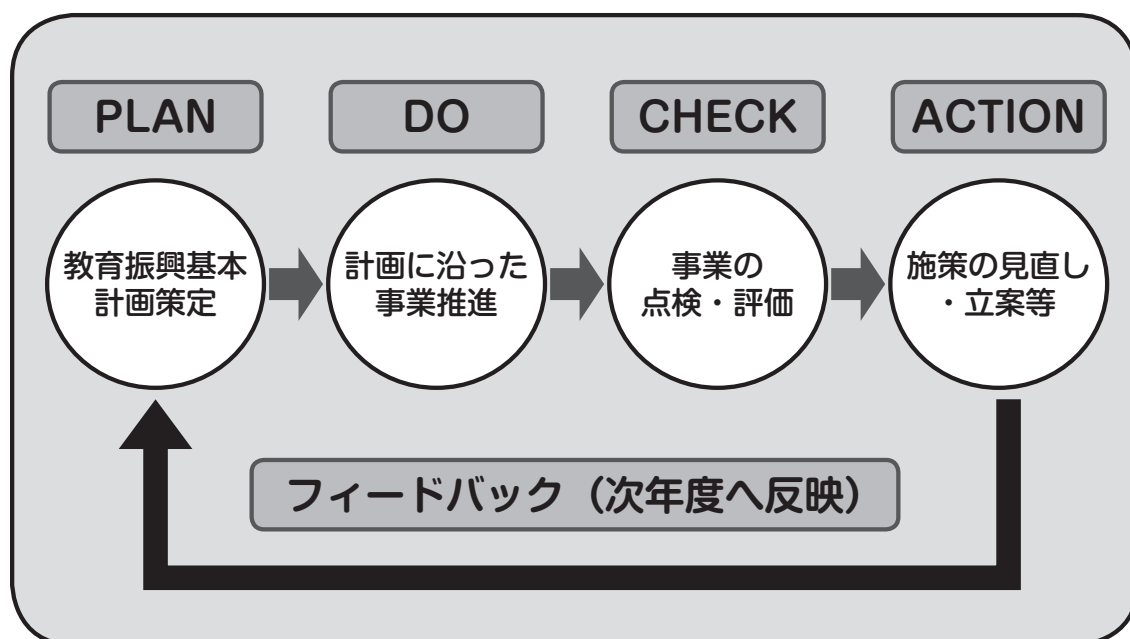
(2) 後期改訂版の周知

後期改訂版の実施にあたっては、市民に周知を図り、意識の啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが必要であることから、後期改訂版の周知に向け、ホームページ等を活用して積極的な情報発信を行います。

(3) 後期改訂版の進行管理

後期改訂版の効果的かつ着実な実施に向け、PDCAサイクルを活用し、毎年度、その進捗状況を外部評価や目標値などを用いて点検・評価し、必要に応じて施策の見直しや新規施策の立案を行っていきます。また、後期改訂版は策定から5年後を目途に新たな基本計画の改訂を行います。改訂にあたっては、年度ごとの点検・評価の結果等を活かし新しい計画を策定します。

■PDCAサイクル



(4) 主な施策の目標値

施策名	指標名	現状 H29年度	目標値 H34年度	測定方法
学力の向上	授業が分かる 小6	83.1%	85.0%	学校自己評価
	中3	75.0%	80.0%	学校自己評価
	家庭学習時間 小1H～2H	68.5%	70.0%	全国調査
	中1H～2H	78.8%	80.0%	全国調査
読書活動の推進	年間読書量 50冊以上小	52.5%	55.0%	教委調査
	30冊以上中	4.0%	10.0%	教委調査
生徒指導の充実	不登校出現率 小	0.28%	0.15%	教委調査
	中	2.99%	2.80%	教委調査
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員配置	18名	25名	教委配置
体力の向上	体力テスト 小（県比）A+B	65.6%	67.0%	体力テスト
	中（県比）A+B	66.8%	68.0%	体力テスト
教職員の資質の向上	教職員の夏季研修会実施回数	6回	7回	教委実施
安全でおいしい学校給食の提供	野菜等の地産地消率	15.0%	20.0%	教委調査
安心・安全な環境の整備	学校の耐震率	66.0%	100%	教委実施
家庭教育学級の充実	家庭教育学級の開催校	全校	全校	教委実施
子育て環境の充実	放課後子ども教室一日の参加者数	235人	240人	教委実施
子ども会活動の充実	子ども会加入率	60.2%	65.0%	教委調査
地域住民と学校の連携	読み聞かせ会の実施回数	280回	300回	教委調査
ボランティア体験活動の支援	慰問活動の推進	2校	全校	教委調査
郷土の「人・もの・こと」から学ぶ	郷育講演会の実施	1回	2回	教委実施
国際交流活動の推進	英検4級合格者数	297人	300人	教委調査
文化の保全・伝承と創造	常陸大宮市史の編さん	着手	市史本編の刊行開始	編さん委員会
市民文化・芸術の向上	芸能発表会の参加団体数（支部も含む）	44団体	60団体	参加団体数
スポーツ・レクリエーションの推進	常陸大宮駅伝と少年団駅伝の参加団体数	158チーム	240チーム	体協調査
	総合型スポーツクラブの創設数	1団体	2団体	教委調査
	クロスカントリー大会参加者数	2,003人	2,100人	体協調査



參考資料

常陸大宮市教育振興基本計画 策定委員会設置要綱

常陸大宮市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における教育に関する施策を効果的に推進するための教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、教育に関する意見を広く反映させるため、常陸大宮市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画策定に関し必要な事項の調査及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) P T A代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他教育委員会が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。

4 委員長は、必要があると認められるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 策定委員会に、資料収集・作成及び調査研究のため、ワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月22日から施行する。

2 この要綱は、計画の策定の終了をもって、その効力を失う。

常陸大宮市教育振興基本計画 策定委員会委員名簿

常陸大宮市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿（後期基本計画）

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備 考
学 識 経 験 者	長谷川 幸 介	茨城県生涯学習・社会教育研究会会長 NPO 法人ひと・まちなっとわーく理事	委員長
	大 森 猛	民生委員	
P T A 代 表	濱 野 真 美	市 P T A 女性ネットワーク委員長	
学 校 関 係 者	菊 池 久 義	山方中学校長（校長会長）	副委員長
社会教育関係者	野 上 公 雄	社会教育委員会議長	
市民の代表者	楠 加代子	学校評議員	
	猿 田 よう子	N P O 法人おさだの杜代表	

常陸大宮市 教育大綱

教 育 大 綱

はじめに

常陸大宮市は、緑豊かな自然環境に恵まれ、すばらしい歴史と文化を礎にして発展してきました。

「常陸大宮市総合計画」においても、「豊かな自然と調和した安心・快適な活力のまち」を市の将来像に掲げ、森や清流など豊かな自然と共生しながら、安心・快適でやすらぎのある暮らしや新たな魅力・活力を創造し、市民が、そして地域がいきいきと輝き、地域の文化や情報を発信し続ける都市の創造を目指しているところです。

そうした中で、教育の領域では、法改正がなされ、市長が教育の所信を盛り込んだ「教育大綱」を策定することが義務づけられました。この教育大綱は、常陸大宮市総合教育会議の中で、教育委員との協議や調整を経て策定するように規定されております。

第1回の総合教育会議の冒頭において、市長としての教育に対する姿勢として

(1) 教育基本法や学習指導要領を遵守すること

(2) 「郷育」のより一層の推進に努めること

の二つの基本的な方針を提示いたしました。

一つ目の方針は、教育が法規に基づいて行われることは、当然のことであるとの考えによるものです。

二つ目の方針、郷育の推進についてですが、佐賀を旅していたとき、田沢義鋪先生の言葉に遭遇いたしました。それは、「故郷に錦を着て帰ることを願う前に、郷土を錦で飾ることを考えよ」というものでした。とても含蓄のある言葉で、胸に深く染み入りました。その後、市内のある地域で、家業を継いで一生懸命仕事に励む若者と話をする機会を得ました。これらから、「故郷を離れて輝くばかりでなく、生まれ故郷にあっても輝くことのできる」人づくりの必要性を強く認識し自らの教育構想を描きました。この構想は、郷土を強く意識するという思いを込めて、敢えて「郷育」と言葉をあて、郷育立市構想の策定に至ったのです。

この二つの基本的な方針のもとに、3回にわたる総合教育会議において、教育委員と協議・調整して策定したものが、この教育大綱です。この教育大綱のもと、家庭・学校・地域・行政が連携を深め、常陸大宮市の未来を担う子どもたちや市民のために教育の充実・推進に努めてまいります。

市宮大陸常 宣言市立育鄉

郷育立市宣言

こどもたちは、未来の幸せを担うため、この地で育っています

歴史や文化に満たされた常陸大宮市すべてが、その学び舎です

そして、この「人づくり」への思いが、

この地の豊かさと誇りを支える原点です

私たちは、過去から学び、今の幸せを担うため、この地で暮らしています

豊かな自然や助け合う地域を支える常陸大宮市すべてが、その舞台です

だから、「人づくり」は「まちづくり」にほかなりません

故郷を愛し、故郷を慈しんだ先人たちの力が、常陸大宮市を作り続けてきました

今、私たちは確かにその足跡を思い、次の一步を歩み続けています

その心と行動は、必ず、次の世代に伝えなければなりません

自然や歴史をつなぎ、誇れるものやかけがえのないものをつないで、

人は生きてきました

このつながりを大切にし、故郷を愛し、慈しむ郷育^{きょういく}を進めることで、

故郷を離れて輝くばかりでなく、故郷にあって輝くことができるのです

そして、この輝きこそが、「誇り高いまち」常陸大宮市を築き上げるのです

これらを強く願い、常陸大宮市は、ここに「郷育立市^{きょういくりっし}」を宣言します

平成28年3月 制定

常陸大宮市 教育振興基本計画

後期改訂版

編 集 常陸大宮市教育委員会

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6



市の鳥〔かわせみ〕



市の花〔ばら〕



市の魚〔あゆ〕



市の木〔さくら〕